

## 審議案件に関する概要

令和 4年 10月 28日 第5部会提出

届出条項	大規模小売店舗立地法第5条第1項 [新設]
届出日	令和4年3月22日
担当部署	北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課

### 1 届出者

氏名又は名称及び代表者の氏名	住所
北海道リース株式会社 代表取締役 村上 則好	札幌市中央区南一条西十丁目3番地

### 2 届出事項

(1) 店舗名及び所在地	(仮称) ツルハドラッグ木野音更店 河東郡音更町木野大通西8丁目1番地2の内、3の内	
(2) 小売業者名、代表者名及び住所	株式会社ツルハ 代表取締役 八幡 政浩 札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	
(3) 新設日	令和4年11月23日	
(4) 店舗面積の合計	1,433㎡	
(5) 施設の配置	駐車場の収容台数	48台
	駐輪場の収容台数	10台
	荷さばき施設の面積	64㎡
	廃棄物保管施設の容量	10m <sup>3</sup>
(6) 施設の運営方法	開店時刻・閉店時刻	24時間
	駐車場の利用時間帯	24時間
	駐車場の出入口数	出入口3箇所
	荷さばき時間帯	午前6時00分～午後10時00分

### 3 審査事項

(1) 駐車場整備等への配慮	指針必要駐車台数の整備	設置台数48台≧必要台数48台
	従業員駐車場等の整備	42台
	駐輪場(自動二輪車含)の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10台分設置</li> <li>• 自動二輪での来客は極端に少なく、計画駐車場で対応可能</li> </ul>
	来客車両等の入出庫方法	屋外に平面自走式、オペレーター無し
	搬入車両等の誘導	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 配送業者が集中しないよう時間配分に配慮</li> <li>• 一括配送等の実施により搬入回数の削減</li> </ul>
	歩行者の安全対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 出入口は見通しの良い位置に設け、ドライバーの視距を確保し安全の確保</li> <li>• 来客車両に対し各出入口に看板を設置し注意喚起。</li> </ul>
交通整理員の配置	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 開店時や特別なセール等の繁忙期には、各</li> </ul>	

		出入口に配置し安全と円滑な誘導に配慮。				
	除排雪による堆積方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>降雪10cm以上で実施し、店舗開店前までに終了させる。</li> <li>適宜排雪し駐車台数の確保に努める。</li> <li>公道に堆積した雪で、出入口付近の見通しが悪化した場合は、その排雪にも務める。</li> </ul>				
(2) 騒音発生への配慮	昼間の等価騒音レベルの予測結果	予測地点	環境基準値	予測結果	評価	
		1	55dB	39dB	○	
		2	60dB	43dB	○	
		3	60dB	52dB	○	
		4	60dB	40dB	○	
		夜間の等価騒音レベルの予測結果	1	45dB	38dB	○
			2	50dB	41dB	○
			3	50dB	45dB	○
	4		50dB	38dB	○	
	夜間の音源毎騒音レベル最大値の予測結果	予測地点/音源の種類		規制基準値	予測結果	評価
		a1	室外機①	50dB (50dB)	58dB (34dB)	△
		a2	室外機②	50dB (-dB)	57dB (-dB)	a1に合成
		A2	室外機③+排気③	50dB (-dB)	48dB (-dB)	○
		a3	冷凍機	50dB (-dB)	50dB (-dB)	○
		A3	排気①+排気②	50dB (-dB)	47dB (-dB)	○
		c1	自動車走行音	50dB (40dB)	53dB (38dB)	△
c2		自動車走行音	50dB (50dB)	70dB (47dB)	△	
c3		自動車走行音	50dB (50dB)	51dB (49dB)	△	
d1		ドア開閉音	50dB (40dB)	53dB (39dB)	△	
d2		ドア開閉音	50dB (50dB)	67dB (48dB)	△	
d3		ドア開閉音	50dB (50dB)	52dB (50dB)	△	
<p>※ 評価△は、敷地境界で規制基準値を超えるが、直近住居の壁際では基準を満たす。</p> <p>※ ( ) 内数値は直近住居壁際でのdB</p>						
騒音問題の一般的対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>従業員や取引先業者に対して、店舗周辺及び駐車場内走行時の安全確認や低速走行及びアイドリング防止等を指導</li> <li>来客者へアイドリング停止の呼びかけをする看板を設置</li> <li>夜間時間帯(午後10時から午前6時)の除排雪作業は実施しない</li> </ul>				
荷捌き作業時の対策		<ul style="list-style-type: none"> <li>計画的な搬入による搬入台数の削減</li> <li>搬入業者へのアイドリングの設定</li> </ul>				

	付帯設備・施設等の対策 青少年等の蝟集等の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 室外機は低騒音型を選定</li> <li>・ 午後10時以降の営業時は、出入口③をチェーン等で閉鎖。</li> <li>・ 24時間営業以外の営業時間に変更する場合は、営業終了後に駐車場の全ての出入口をチェーン等で閉鎖。</li> </ul>				
	その他の対応方策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活環境問題発生のおそれがある場合は適正に対応策を講じる</li> <li>・ 住民から苦情が発生した場合は店舗責任者が迅速に対応する</li> </ul>				
(3) 廃棄物等への配慮	指針容量の整備 (保管施設A)	・ 指針容量 5.868 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量9.00m <sup>3</sup>				
	指針容量の整備 (保管施設B)	・ 指針容量 0.745 m <sup>3</sup> ≤ 設置容量0.75m <sup>3</sup>				
	保管場所の位置、構造等 運搬・処理対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋内密閉型で飛散はない</li> <li>・ 分別を徹底し回収作業の迅速化を図る</li> <li>・ 法や条例に基づき適切に処理</li> </ul>				
	減量化、リサイクル等	・ 古紙、段ボール、発砲スチロール等のリサイクルの徹底				
	調理臭、悪臭の飛散防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調理臭の発生はない</li> <li>・ 在庫管理を徹底し食品ロスにならないよう努める（商品はパッケージ包装のため悪臭の発生はない）</li> </ul>				
	その他の対応方策	・ 生活環境問題の発生のおそれがある場合は店舗責任者が適正な対応策を講じる				
	(4) 街並みづくり等への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 屋外照明、広告塔照明は「光害」が生じないように敷地内を照らし、明るさは10ルクス程度に抑え、営業時間終了後には消灯</li> <li>・ 立地する地域で街並みづくりが行われる場合は、阻害することがないように調和を図る</li> </ul>				
(5) 防災対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体から避難場所の提供や物資の提供等の要請があれば必要な協力を行う</li> </ul>					
(6) 防犯対策への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自治会の防犯活動への適切な協力</li> <li>・ 所轄警察署との連携</li> </ul>					
(7) 関係行政機関との協議状況	<p>公安委員会</p> <table border="1"> <tr> <td>北海道釧路方面 帯広警察署 交通第一課</td> <td>令和4年3月7日 計画概要について説明 ① 国道への負荷を軽減するため、出入口①は右折出庫を抑制、出入口②は右折入出庫を抑制、看板設置等で周知すること。 →承知した。</td> </tr> <tr> <td>北海道警察本部 交通部交通規制課</td> <td>令和4年3月11日 計画概要について説明 ① A棟（ツルハ）の風除室近くの身障者用の駐車スペース2台後方部に、バリカー等を設置し、歩行者の安全を確保すること。 →承知した。</td> </tr> </table> <p>道路管理者</p>		北海道釧路方面 帯広警察署 交通第一課	令和4年3月7日 計画概要について説明 ① 国道への負荷を軽減するため、出入口①は右折出庫を抑制、出入口②は右折入出庫を抑制、看板設置等で周知すること。 →承知した。	北海道警察本部 交通部交通規制課	令和4年3月11日 計画概要について説明 ① A棟（ツルハ）の風除室近くの身障者用の駐車スペース2台後方部に、バリカー等を設置し、歩行者の安全を確保すること。 →承知した。
北海道釧路方面 帯広警察署 交通第一課	令和4年3月7日 計画概要について説明 ① 国道への負荷を軽減するため、出入口①は右折出庫を抑制、出入口②は右折入出庫を抑制、看板設置等で周知すること。 →承知した。					
北海道警察本部 交通部交通規制課	令和4年3月11日 計画概要について説明 ① A棟（ツルハ）の風除室近くの身障者用の駐車スペース2台後方部に、バリカー等を設置し、歩行者の安全を確保すること。 →承知した。					

	帯広開発建設部 帯広道路事務所	令和3年12月16日 計画平面図等の概要について説明 ① 出入口の位置、幅に関しては承知。切下げ 工事前には適切な申請をすること。 →承知した。 ※町道（出入口③は既存出入口を利用予定）
地元市町村		
	音更町商工観光課	令和4年3月7日 計画概要に沿って説明 ○指摘事項なし
	音更町都市計画課	令和4年3月7日 計画概要に沿って説明 ○今回計画は、開発許可等を要しないが、 法律を遵守して計画をすすめること。 →承知した。
	音更町環境生活課	令和4年3月7日 計画概要に沿って説明 ○指摘事項なし
	音更町教育委員会	令和4年3月7日 計画概要に沿って説明 ○計画地は通学路に該当しないが、工事車両の 往来が考えられることから、学区である下音 更小学校に工事スケジュールを説明するこ と。 →承知した。
4 市町村、住民等の意見		
(1) 市町村の意見	意見なし (R4. 8. 1付)	
(2) 住民等の意見	意見なし	
5 道(十勝総合振興局連絡調整会議)の意見案		
意見なし (R4. 10. 12付)		

別紙

(答申)

(仮称) ツルハドラッグ音更木野店

(答 申)

この届出については、意見を述べる必要がないものと認める。

(理 由)

この届出について、当審議会は当該大規模小売店舗の周辺地域における生活環境の保持の観点から調査審議を行った。

届出書及び添付書類（以下「届出書等」という。）では、対象とした全ての項目で、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第4条の指針に述べられている事項のうち、本届出に係るものについては適正な配慮がなされており、この届出書等に記載された計画の実施が地域の生活環境の保持に支障を及ぼすことはないものと認められる。

音更町からは、この指針に定められた事項に対し、届出書等に記載された計画内容について特に意見が述べられず、また、住民等からの意見も提出されていない。

これらを踏まえ、総合的に判断した結果、上記のとおり答申するものである。